



2020年度日本障害者虐待防止学会 オンライン学術集会参加報告

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

常任理事 安井 祐子

1. はじめに

2020年12月26日に、第3回日本障害者虐待防止学会の学術集会がオンラインで開催された。日本障害者虐待防止学会は2018年に設立され、毎年学術集会を開催しているが、筆者は今回が初めての参加になる。内容が簡素化され、個人の発表や実践の発表がなかったのは残念であったが、オンライン開催のため、参加しやすくなった。

2. プログラム

本学術集会のプログラムは次のとおりである。

(1) 鼎談「津久井やまゆり園と身体拘束」

吉川 徹氏（愛知県医療療育総合センター子どものこころ科 児童精神科医）

樋口幸雄氏（社会福祉法人京都ライフサポート協会 理事長）

野澤和弘氏（日本障害者虐待防止学会理事 植草学園大学副学長）

(2) シンポジウム「保育所等、学校、医療機関における虐待の通報について考える」

片桐公彦氏（厚生労働省障害福祉課虐待防止専門官）

池田直樹氏（日本高齢者虐待防止学会理事長・弁護士）

西澤 哲氏（日本子ども虐待防止学会・山梨県立大学人間福祉学部教授）

山口由美氏（神戸市会議員・神出病院虐待事件における神戸市議会意見書起草者・パラ
リンピアン）

進行：曾根直樹氏（日本障害者虐待防止学会事務局長・日本社会事業大学）

3. 報告

(1) 鼎談

まず、野澤氏より「身体拘束を考える」と題して、2016年7月26日に起こった「相模原事件」の検証結果について発表があった。

身体拘束は、①切迫性 ②非代替性 ③一時性の3要件をすべて満たさないと認められないものであるが、津久井やまゆり園など神奈川県立・指定管理の施設では長期間の24時間居室施錠をはじめとした身体拘束が多数行われていたことが、神奈川県の検証委員会の調査で明らかになったとのことである。行動障害の改善のために身体拘束を行い、それにより不快感やストレス、恐怖心により行動障害が強くなり、さらなる強い拘束を行うことになる。身体拘束が行動障害を助長しているのではないかとの問題提起があった。

続いて、樋口氏から「身体拘束と支援環境の関連について」と題して、京都府や全国の身体拘束の実施状況について報告があり、行動障害の改善は環境の改善が先であるとして、入所施設の建物環境の問題、つまりユニット化や小規模化が求められると話された。また、職員の認知のゆがみが生じることにより利用者虐待につながる危険性を認識し、支援環境の改善に取り組まなければならないと指摘された。基本は地域・家庭であり、絶え間ない交流により職員の疲弊を防止することが必要とのことであった。

吉川氏からは「医療における身体拘束」と題して、精神病床における隔離・身体拘束と一般病床における身体拘束に関してや、身体拘束の分類や影響について発表があった。化学的拘束である主に向精神薬の投与による鎮静でよいのか、福祉では拘束できないので医療でよいのか等の問題提起があり、福祉と医療のそれぞれの役割を考え、両方を機能させるためには情報交換が必要である、医療は急性期の症状に対応するのであって、生活の場所は提供できないと指摘された。

(2) シンポジウム

曾根氏から、障害者虐待防止法附則第2条への対応について、「学校、保育所等、医療機関」の3つの機関を利用するすべての者に対応した虐待防止策について説明があった。

西澤氏からは、被措置児童等虐待防止の施設に保育所は含まれていないことや、虐待は親に限つたものではなく、ベビーシッター、教師、野球クラブのコーチなど保護・指導的立場にある者によつても起り得るが、学校については抵抗が強いとの話があった。

池田氏からは、兵庫県・神出病院で発生した看護師による入院患者への虐待事件では、なぜそのような行動に走ったのかを考える必要があり、虐待防止では総論については共通認識を持つ必要があるとの指摘があった。医療も含めて通報の対象とすることは医療との共闘を考えることであり、虐待者を批判するだけでなく虐待者も含めて、なぜ虐待するのか原因を究明する必要があるとの意見が述べられた。

山口氏からは、神出病院の事件に対して神戸市が行った取り組みについて説明があり、神戸市では国に対して法改正等を要望するとともに、市内の精神科病院に対し遵守すべきことを確認したとの報告があった。

片桐氏からは、平成29年度の「障害者虐待事案の未然防止のための調査研究」について説明があり、現場と一緒に虐待防止を充実させていきたいと話された。

虐待防止の取り組みについて、西澤氏は、通報後を大事にして施設の再建を目指すことを、池田氏は、虐待に対して罰則ではなく、なぜ虐待を行ってしまうのかに対応することで虐待を抑えられることを、片桐氏からは、通報した施設職員に対する不利益な取扱いや処分から保護するためにバックアップする必要があるとの指摘があった。

4.まとめ

障害者虐待防止分野だけでなく、日本高齢者虐待防止学会、日本子ども虐待防止学会からも登壇して意見交換が行われたのは初めてのことだそうだ。それぞれの法律により行為主体や通報義務等が異なるが、虐待防止の取り組みについては共通部分が多く、連携をとる必要性も高い。

虐待防止の知識は、地域連携の上でも司法書士にとって必要であり、オンライン開催のシンポジウム等が増えている状況を生かして、積極的に参加していただきたい。